

国の生活困窮者支援策の申請期限延長等について

令和4年2月25日付で厚生労働省社会・援護局より、以下について事務連絡があった。

1 緊急小口資金及び総合支援資金（いずれも特例貸付）

①特例貸付の申請受付期間の延長

- ・緊急小口資金の特例貸付及び総合支援資金の特例貸付の初回貸付について、令和4年3月末までとしていた申請期限を令和4年6月末日まで延長とする。

【参考】特例貸付の累計進達数（令和2年3月から令和4年1月末まで）

緊急小口	1,443件	
総合（延長・再貸付含む）	2,029件	合計3,472件

②特例貸付の償還据置期間の延長

- ・①に伴い、令和4年4月以降における緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付）の各特例貸付の申請分については、償還免除の判定を令和5年度の住民税非課税によるものとし、据置期間を令和5年12月末日まで延長する。【1年間の延長】

2 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

○申請受付期間の延長

- ・令和4年3月末までとしていた申請期限を令和4年6月末日まで延長する。

【参考】申請及び決定件数（令和3年7月～令和4年1月末）

申請件数（再支給含む）	344件
-------------	------

3 住居確保給付金

○特例再支給の申請受付期間の延長

- ・住居確保給付金の特例再支給（既に支給した方への2回目の支給。最大3か月）について令和4年3月末までとしていた申請期限を令和4年6月末日まで延長する。
- ・職業訓練受講給付金との併給も、引き続き令和4年6月末日まで認める。

【参考】支給のべ件数及び特例再支給申請件数（令和3年4月～令和4年2月末）

支給のべ件数（初回・延長・再・再々延長含む）	111件
特例再支給（2回目支給）決定件数	112件